

○高知県警察質屋営業事務取扱規程

平成12年 3月30日

高知県警察本部訓令第10号

改正 平成24年 6月 8日高知県警察本部訓令第20号

平成24年 7月 6日高知県警察本部訓令第23号

平成31年 2月18日高知県警察本部訓令第 3号

令和元年12月10日高知県警察本部訓令第 3号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、質屋営業法(昭和25年法律第158号。以下「法」という。)及び質屋営業法施行規則(昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。)並びに部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)による署長の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の取扱い)

第2条 質屋営業に係る申請書又は届出書の提出を受けたときは、記載事項及び添付書類の内容について審査のうえ受理し、所定の事務を処理した後、正本を整理保管し、副本は上部余白部分等に処理結果を記載して本部長に報告しなければならない。

(質屋営業の許可)

第3条 法第2条第1項の規定による質屋の許可申請書を受理したときは、別記第1号様式の質屋営業許可申請に対する調査書(以下「調査書」という。)の各事項について調査しなければならない。

2 前項の調査の結果支障がないと認めるときは、許可証を作成して申請者に交付するとともに、別記第2号様式の質屋営業許可台帳(以下「許可台帳」という。)を作成するものとする。

3 前項の許可台帳には、質物の保管設備に関する書面を添付して保管し、この規程に定めるもののほか、異動等のあるごとに必要な事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。

4 第1項による調査の結果、許可することについて疑義のあるもの又は許可できないと認められるものについては、当該申請書1通に調査書等の関係書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(営業所の譲り受け及び相続)

第4条 規則第3条の規定による営業所の譲り受け、又は相続に係る許可申請書を受理したときは、前条に準じて取り扱うものとする。

(営業所の移転の許可)

第5条 法第4条第1項の規定による営業所の移転の許可申請書を受理したときは、営業所及び高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定めた基準に適合する質物の保管設備を有しているかを調査し、支障がないと認めたときは、許可証を書き換えて交付しなければならない。

2 前項による旧営業所が県内の他署の管内にあるときは、当該他署に連絡して当該質屋に係る許可台帳の送付を受けるものとする。

3 第3条第4項の規定は、第1項の場合において準用する。

(管理者の新設又は変更の許可)

第6条 法第4条第1項の規定による管理者の新設又は変更の許可申請書を受理したときは、新たに管理者になろうとする者が、法第3条第1項第9号イ及びロに該当するものではないかを調査し、支障がないと認めたときは、許可証を書き換えて交付しなければならない。

2 第3条第4項の規定は、前項の場合において準用する。

一部改正〔令和元年本部訓令3号〕

(廃業の届出)

第7条 法第4条第2項の規定による廃業の届出を受理したときは、事実を調査し、許可台帳の整理をしなければならない。

(休業の届出)

第8条 法第4条第2項の規定による休業の届書、休業延長の届書又は営業再開の届書を受理したときは、その事実を調査しなければならない。

(営業内容の変更の届出等)

第9条 法第4条第2項の規定による営業内容の変更(廃業又は休業に係るものを除く。)の届書を受理したときは、その内容を調査しなければならない。

(死亡の届出)

第10条 法第4条第3項の規定による死亡の届書を受理したときは、その事実及び法第28条第3項第1号の規定により質契約を終了させるために必要な行為をする者を確認しなければならない。

(保管設備の変更の届出)

第11条 規則第9条の規定による質物の保管設備の変更の届出を受理したときは、構造概要書、図面その他の書類により、公安委員会の定める基準に適合するか否かを調査し、工事完成後に確認しなければならない。

(許可証の書換え)

第12条 法第8条第2項の規定による許可証の書換えの申請書を受理したときは、書換え事項及び内容を調査のうえ、当該許可証を書き換えて交付しなければな

らない。

(許可証の亡失及び盗難の届出)

第13条 法第8条第3項の規定による許可証の亡失又は盗難の届書を受理したときは、その事実を調査し、必要に応じて手配するものとする。

(許可証の再交付)

第14条 法第8条第4項の規定による許可証の再交付の申請書を受理したときは、再交付の事由を調査し、支障がないと認めたときは、許可台帳と照合のうえ新たな許可証を作成して交付しなければならない。

(許可証の返納の届出)

第15条 法第9条の規定により許可証の返納を受けるときは、添付の返納理由書の内容を確認し、許可証を廃棄するとともに、許可台帳に廃棄の方法及び取扱者名を記入し、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 法第9条第3項の規定による法人の解散又は消滅に係る許可証の返納を受けたときは、法第28条第3項第2号又は第3号の規定により質契約を終了させるために必要な行為をする者を確認しなければならない。

一部改正〔平成24年本部訓令20号〕

(差止)

第16条 法第23条の規定による物品の保管を命ずるときは、別記第3号様式の物品保管命令書を2通作成し、1通を当該質屋に交付し、他の1通を編てつして物品保管命令台帳とし、署に保管するものとする。

2 前項の保管命令を取消したときは、別記第4号様式の物品保管命令取消書を速やかに当該質屋に交付し、物品保管命令台帳の当該命令書にその旨朱書するものとする。

(行政処分)

第17条 法第25条の規定による許可の取消し又は営業の停止を命ずる必要があると認めたときは、別記第5号様式の質屋行政処分上申書に疎明資料を添えて速やかに公安委員会に上申しなければならない。

一部改正〔平成24年本部訓令20号〕

(他の公安委員会に通知を要する違反報告)

第18条 法第27条第1項の規定により他の公安委員会の許可を有する質屋等が、法又は法に基づく命令に違反したことを認めたときは、別記第6号様式の質屋等法令違反認知報告書に疎明資料を添えて速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 高知県警察質屋営業事務取扱規程(昭和40年5月本部訓令第9号)は、廃止する。

附 則(平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則(令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

(別記様式省略)